

人事・財政部会（非公開）会議要旨

1. 日 時 令和元年8月29日（木）09：15～10：40
2. 場 所 市役所5階 大応接室
3. 出席者 浪速区長、西区長、福島区長、大正区長、西淀川区長、東成区長、東住吉区長
4. 議題・会議要旨

(1) 令和2年度区関連予算の財源配分において指標配分から除外するもの（いわゆる横置き）等について【決議】

《部会長・市民局区政支援室区行政制度担当》

【案件概要】

令和2年度区関連予算の財源配分において指標配分から除外するもの（いわゆる横置き）の内容を決定する。

【要旨】

担当区長及び市民局等から、令和2年度区関連予算の財源配分において指標配分から除外するもの（いわゆる横置き）等について資料に基づき説明があり、提案のとおり決議された。

(2) 市政改革プラン2.0（区政編）にかかる区民アンケート設問の決定について【決議】

2-1. 柱2-III-イ「多様な区民の意見やニーズの的確な把握」

《大正区長・市民局区政支援室区行政制度担当》

2-2. 柱2-IV-ア「さらなる区民サービスの向上」

《東住吉区長・市民局区政支援室区行政制度担当》

【案件概要】

市政改革プラン2.0（区政編）の成果指標測定のために、無作為に抽出された区民を対象として実施するアンケートの設問を確定する必要があるため、設問内容について決定する。

【要旨】

担当区長及び市民局から、資料に基づき説明があり、その提案どおり決議された。

(3) 市政改革プラン2.0（区政編）の人事・財政部会所管項目にかかる「令和元年8月末時点振り返りシート【総括】」の市政改革室への提出について【報告】

《部会長・市民局区政支援室区行政制度担当》

【案件概要】

市政改革プラン2.0（区政編）の当部会所管項目にかかる「令和元年8月末時点振り返りシート【総括】」を市政改革室へ提出するにあたり、当部会所管項目について確認を行うものである。

【要旨】

担当区長及び市民局から、資料に基づき説明があり、その内容が了承された。

(4) 「市民活動団体との協働促進における区役所職員のコンプライアンス上の留意点」及び「地域団体に係る事務への従事に関するガイドライン」のモニタリング結果の報告について

【報告】

《市民局区政支援室地域力担当》

【案件概要】

- ・「市民活動団体との協働促進における区役所職員のコンプライアンス上の留意点」(以下「留意点」という。)が作成されて1年以上が経過しているため、区長会議として、留意点が遵守されているのか各区長に確認と報告を求めることなどモニタリングを実施し、区役所職員と市民活動団体との適切な関係の維持に努める必要がある。
- ・「地域団体に係る事務への従事に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を平成30年度に作成したが、区長会議として、ガイドラインで示した基準が遵守されているのか各区長に確認と報告を求めることなどモニタリングを実施し、再発防止に努める必要がある。
- ・上記をふまえ、各区長に行ったモニタリング結果の報告を行い、取組内容について情報共有する。

【要旨】

- ・市民局より、令和元年6月7日付けで各区長あてにモニタリング等について照会し、集約を行った内容について説明があった。
- ・「留意点」と「ガイドライン」については、今後名称の整理を図っていく。
- ・各区長に照会して取りまとめたモニタリング結果について、提案どおり24区に情報共有する。

(5) 災害や緊急事態対応におけるLINEWORKSの利用に関する申し合わせ事項(当面のルールの整理)について**【報告】**

《東成区長(ICT-PT担当)》

【案件概要】

LINEWORKSの円滑な利用に向けて、災害時や緊急事態対応時等でLINEWORKSをグループ利用する際の基本的な申し合わせ事項(当面のルール)を定めたので、情報共有を図る。

【要旨】

担当区長から、昨年度運用が開始されたLINEWORKSについて資料に基づき説明があり、その利用に関する当面のルールについて、情報共有を図るとともに、次回の区長会議において決議することを確認した。

(6) その他

- ・特になし